

Advantage Partnership Lawyers

排出権 (ETS)

National Greenhouse and Energy Reporting Act

排出権 (ETS) 1

Emissions Trading Scheme (ETS)、つまり排出規制を受けて2007年に豪州で連邦法であるThe National Greenhouse and Energy Reporting Act (Cth) 2007 が制定されました。これに基づきある基準以上の二酸化炭素を排出する企業やある一定以上のエネルギーを産出する企業及び消費する企業は登録、報告をする義務が生まれました。

2008年7月より会計年度毎に

- * 25キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 100テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

施設の権益を過半数以上所有する企業グループに属する企業並びに

- * 125キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
 - * 500テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する
- 企業グループに属する企業は登録及び報告する義務が有ります。

排出権 (ETS) 2

2008年7月より会計年度毎に

- * 25キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 100テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

施設の権益を過半数以上所有する企業グループに属する企業並びに

- * 125キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 500テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

企業グループに属する企業は下記の時期にDepartment of Climate Change (DCC) に登記及び報告する義務が有ります。

期間	登記最終日	報告最終日
1 July 2008 – 30 June 2009	31 August 2009	31 October 2009
1 July 2009 – 30 June 2010	31 August 2010	31 October 2010
1 July 2010 – 30 June 2011	31 August 2011	31 October 2011

DCC に登記する際には法人格を持たない（アン・インコ）の Joint Venture（JV）の場合は JV 参加企業の中から 1 社指名する必要が有ります。指名された企業が責任を持って DCC に登記する必要が有ります。

排出権（ETS） 3

2008年7月より会計年度毎に

Department of Climate Change（DCC）に登記及び報告する義務が有ります。

期間	登記最終日	報告最終日
1 July 2008 – 30 June 2009	31 August 2009	31 October 2009
1 July 2009 – 30 June 2010	31 August 2010	31 October 2010
1 July 2010 – 30 June 2011	31 August 2011	31 October 2011

DCC に登記する際には法人格を持たない（アン・インコ）の Joint Venture（JV）の場合は JV 参加企業の中から 1 社指名する必要が有ります。指名された企業が責任を持って DCC に登記する必要が有ります。

報告義務を怠った企業に罰金刑を含む民事罰が課されます。

登記をまだされてない企業は速やかに行う事をお勧め致します。遅れば遅れる程、遅れた理由の正当性を示す事が難しくなります。

登記は既に終了済みであるが排出量の報告をなされていない企業は当局である DCC のブラック・リストに掲載されますので速やかな報告が必要となります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net